

## 区長・自治会長及び 住民の皆さんへ

## 近所で野立てソーラーが計画される場合、事業者からの説明を受けてください

10kw以上の野立ての太陽光発電設備を設置する場合、事業者は事業概要についての看板を事業計画地に設置し、市に事前協議書等を提出し、区や近隣住民等への説明会を開催する必要があります。説明の対象者には事業者から連絡がありますので、事業計画の説明を受けていただくようお願いいたします。

### 【説明の範囲】・事業計画地から50m以内（原則）

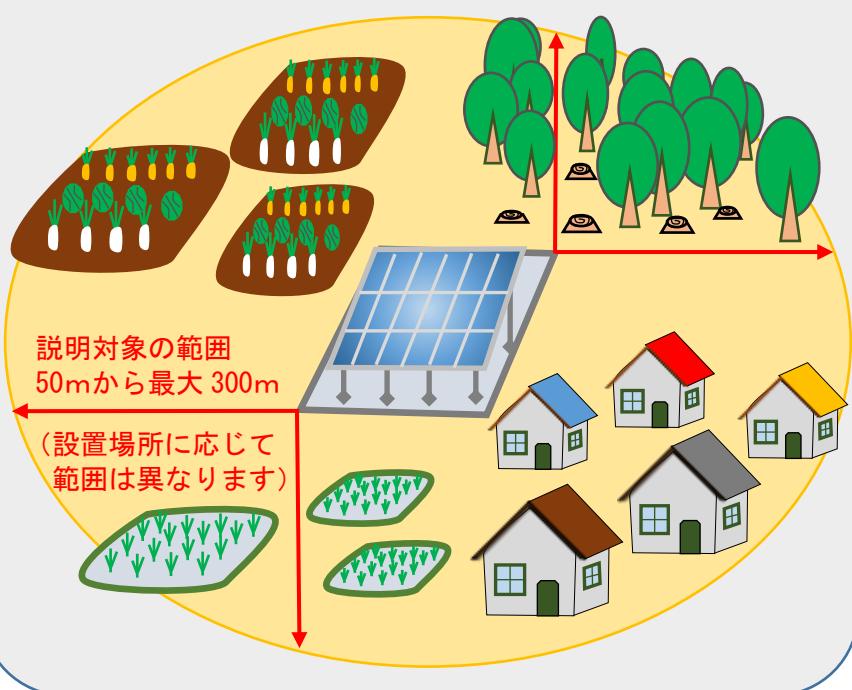
- 抑制区域（裏面）では100m以内（一部300m以内）

これは事業計画に対して不安や懸念されることがあれば、早期の段階で事業者と近隣住民等とが共有する必要があるためです。予め事業者と近隣住民等が話し合うことでトラブルが未然に回避され、計画地の特性を勘案した災害の防止並びに生活環境、自然環境及び周辺景観の保全等への適切な配慮がなされた事業計画とされることが望されます。

その後、事業者は国の事業計画認定申請もしくは小売電気事業者との発電事業に係る契約手続きを経て、市に事業計画届を提出します。これらの手続きを経て設備が適正に設置されることが望れます。

### Q 説明の対象となる近隣住民等の範囲は？

- A ●事業計画地から50m以内の地権者、居住者等（原則）  
 ●抑制区域（裏面）に太陽光発電設備を設置する場合は、事業計画地から100m以内の地権者、居住者等（抑制区域⑨及び⑩については300m以内の事業計画地を視認できる者を含める）  
 ●区及び自治会、ほか市長が必要と認める者



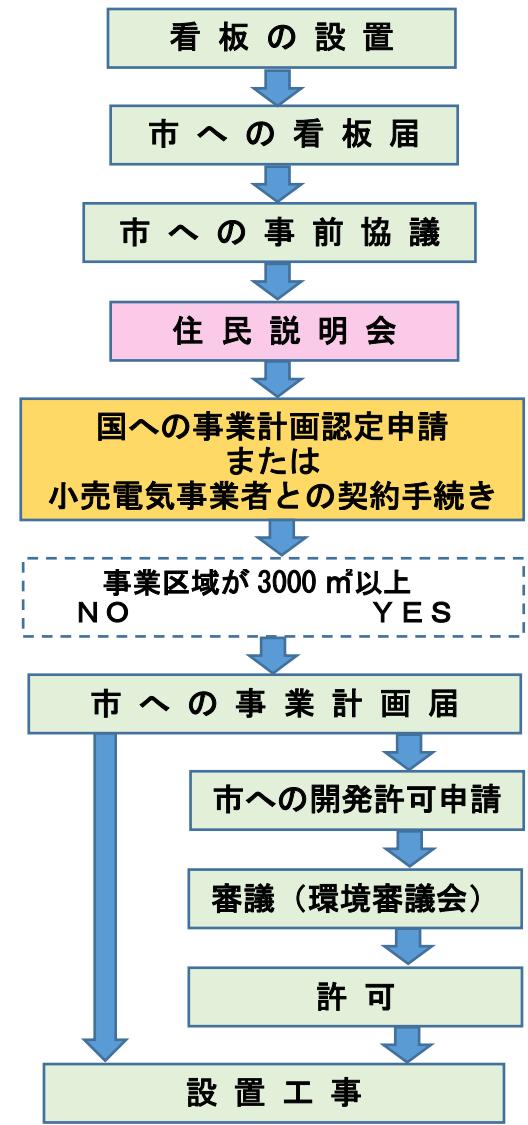
### Q ソーラーの設置で懸念されることとは？

- A これまで主に課題になった点は、景観、反射光、騒音、災害時の対応、施設の撤去などが挙げられます。

### Q ソーラー設置の基準は？

- A 事業者は施設基準を遵守することが求められます。施設基準の詳細は裏面をご覧ください。

### 設置までの事業者側の流れ



手続きの詳細については、こちらのQRコードから茅野市ホームページをご覧ください。



## 抑制区域の対象

災害の防止、生活環境及び自然環境並びに周辺景観の保全等を図るため、設備の設置を抑制する区域が指定されています

- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 砂防指定地
- ④ 国定公園
- ⑤ 地域森林計画対象の民有林及び国有林
- ⑥ 農用地区域及び第一種農地※営農型を除く
- ⑦ 史跡、名勝及び天然記念物等
- ⑧ 景観づくり住民協定として認定された区域
- ⑨ ハケ岳エコーラインの両側 300m以内
- ⑩ 別表 1 に指定する幹線道路のうち一部区間（※）  
の両側 300m以内

（※）原則的にハケ岳エコーラインとの交差点から東側（ハケ岳側）の区間

別表 1

路線	路線名
市道 1 級 24 号線	農場線
市道 1 級 26 号線	南大塩（甲 1 号）
市道 1 級 36 号線	鉢巻線
県道 188 号線	上楓木矢ヶ崎線
県道 191 号線	渋ノ湯線
県道 192 号線	茅野停車場ハ子ヶ峰公園線
国道 152 号	
国道 299 号	

## 施設基準

区分	基 準
災害の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽光発電設備が設置される地盤の勾配は、30 度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定性が確認できる場合は、この限りでない。</li> <li>(2) 事業区域内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。</li> <li>(3) 事業区域内の土地の形状変更を行う場合は、当該形状変更が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度のこと。</li> <li>(4) 雨水等を有効に排水するために、排水路、調整池等の排水施設を設ける等の対策がとられていること。</li> <li>(5) 工事中は、適切な場所に仮排水路及び仮沈砂池を設置する等の土砂等の流失を防止する対策がとられていること。</li> <li>(6) 第三者が容易に立ち入ることがないように周囲に柵又は塀を設置すること。</li> <li>(7) 第三者が太陽光発電設備に接触し感電するなどの被害を受けることがないように、設備と柵又は塀との距離を 1 メートル以上空けること。</li> <li>(8) 太陽光発電設備の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、太陽光発電設備の発電出力、太陽光発電事業者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を事業地内の見やすい場所に設置すること。</li> <li>(9) 太陽光発電設備の設置については、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合していること。</li> <li>(10) 出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備にあっては、災害その他の非常の場合に、太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。</li> </ul>
生活環境及び自然環境の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採とすること。</li> <li>(2) 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度とし、低反射などを使用するとともに、位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。</li> <li>(3) 太陽光発電設備の稼働音等が近隣住民及び周辺環境に影響を与えないよう、その配置及び構造について適切な措置が行われていること。</li> </ul>
周辺景観の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 尾根、稜線、丘陵地及び高台への設置は、避けること。</li> <li>(2) 隣地との境界部分については、必要に応じ、植栽により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。</li> </ul>
事業の運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。</li> <li>(2) 除草の際には周辺土地への影響を考慮し、除草剤等の薬剤を使用しないこととし、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が周囲に飛散しないような措置が講じられること。</li> <li>(3) 太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。</li> <li>(4) 太陽光発電設備の運転開始後の事故などによる損壊時の事業継続又は第三者への損害に備え、損害保険等へ加入するよう努めること。</li> <li>(5) 出力が 50 キロワット未満の太陽光発電設備にあっては、太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 2 項に規定する一の需要場所をいう）において、発電電力量の少なくとも 30 パーセント以上の自家消費を行うこと。</li> </ul>
事業の廃止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽光発電事業を終了した場合は、設備の撤去までの期間において、適切な維持管理を行うこと。</li> <li>(2) 太陽光発電設備の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、太陽光発電事業終了後、速やかに行うこと。</li> <li>(3) 太陽光発電設備の撤去後の太陽光発電事業区域については、整地、緑化又は防災上必要な措置を行ふこと。</li> </ul>